

第 87 号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 27 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成 20 年品川区条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第 7 条第 6 項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 20 条第 4 項中「育児短時間勤務職員等」の次に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第 22 条中「育児短時間勤務職員等」を「次の各号に掲げる者」に、「同項に

規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第31条第2項中「号給」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)」を加える。

第32条に次の1項を加える。

- 3 第13条、第14条および第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付則を付則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の2条を加える。

(職員の定年の引上げに関する経過措置)

第2条 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とす

る。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

- 4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 6 第3項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの職員以外の第1項の規定の適用を受けるとの職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受けるとの職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 7 当分の間、第1項の規定の適用を受けるとの職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号。以下「給与条例」という。)付則第2条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の

2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第2条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定および第3項の規定による給料月額その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1中

職務の級	号給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15

職員の区分	職務の級
	号給
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103

を

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103

に改め、同表に次のように加える。

104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147

104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147

148		148
149		149
150		150
151		151
152		152
153		153
154		154
155		155
156		156
157		157
158		158
159		159
160		160
161		161
162		162
163		163
164		164
165		165
166		166
167		167
168		168
169		169
170		170
171		171
172		172
173		173
174		174
175		175
176		176
177		177

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校教育職員の給与に関する条例付則第2条の規定は、地方公務

員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のほか、60歳に達した学校教育職員に係る給与の算定方法等を定める必要がある。